

現場説明書

1 業務名 上町1丁目地内ほか管渠工事基本設計業務委託
2 監督員 技術部 下水道管渠課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する ~~しない~~
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(——回以内) ~~しない~~

4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- (1) ~~継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(——年度)	——%	支払限度額・委託代金額の——%
第2年度(——年度)	——%	支払限度額・委託代金額の——%
第3年度(——年度)	——%	支払限度額・委託代金額の——%

- (2) ~~各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。~~

5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
 - ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
 - イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
 - ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
 - ア 委託代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
 - イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
 - ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
 - エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

オ 下 請 負 者 届 下請負を発注の都度、提出すること。

カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	---------------	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時、変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

管路施設基本設計業務委託標準仕様書

第1章 総則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下業務という）の目的は、別添特記仕様書に示すとおりとする。

1. 2 標準仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従って施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い、施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

1. 7 主任技術者及び技術者

(1) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を遂行させるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者及び人数を配置しなければならない。

(2) 主任技術者は、技術士（上下水道部門 - 下水道）又は RCCM（下水道）の資格を有すること。

(3) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(4) 受託者は業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1. 8 引き渡し

受託者による審査に合格した後、本仕様書に指定された提出図書一式を納入し、本市上下水道局（以下「本局」という。）の検査員による検査をもって業務の完了とする。なお、受託者は、業務完了時及び業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 9 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.10 本市上下水道局監督員（以下「局監督員」という。）が特に必要と認める場合は、本業務における受託者に対し、本局の身分証明書を発行し、かつ、腕章を貸与するものとする。この場合において、当該受託者は、当該身分証明書の発行を受けるため、次の書類を提出しなければならない。なお、身分証明書、腕章とも紛失には特に注意し、業務終了後は、速やかに、返却しなければならない。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 身分証明書発行願 | 1 部 |
| (2) 従事者名簿 | 1 部 |
| (3) 従事者の写真(横 2.3 cm×縦 2.8 cm) | 各 1 枚 |

第2章 調査

2. 1 流域調査

設計対象流域(その上流域、下流域を含む)について、地勢、環境、分水嶺等の調査を行い、現地の状況を十分把握しなければならない。

2. 2 資料の収集及び調査

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2. 3 埋設管調査

埋設管調査において不明確な箇所については、各埋設企業者の竣工図、台帳図、聞き込み、住民の話など各分野からの資料に基づいて図面の作成を行い、資料は、すべて整理製本して、本局に提出する。

2. 4 渉外事務

- (1) 受託者は、調査、設計上必要な渉外事務を行わなければならない。ただし、受託者の責任において解決できない場合は、局監督員と協議するものとする。
- (2) 渉外事務の記録は、詳細に記し、随時報告するとともに、業務完了時に提出しなければならない。

2. 5 公私有地の確認

道路、水路について公私の不明確な箇所については、公図及び土地台帳により調査確認しなければならない。

2. 6 本業務の従事者は、常に言動動作を慎み、住民等に不安、悪感情を与えないよう十分注意するものとする。また、民地内に立ち入る場合は、必ず本局発行の身分証明書及び腕章を携行し、土地所有者及び占有者の了解を得るものとする。

第3章 設計一般

3. 1 一般的事項

- (1) 業務は、局監督員と十分な協議打合せの後、施行しなければならない。
- (2) 主任技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せの結果は必ず記録し、その都度、局監督員に提出して、承諾を受けなければならない。

3. 2 設計基準等

設計に当たっては、本局の指示する図書及び本仕様書第7章に基づくものとする。

3. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、局監督員と協議の上、これらの解決に当たらなければならない。

3. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理した上で、提出しなければならない

3. 5 基本計画の精査

受託者は、流域踏査等の調査後、処理区域全体の基本計画を精査しなければならない。

3. 6 参考資料の貸与

本局は、業務に必要な下水道事業計画書、土地調査書、測量成果書等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3. 7 参考文献等の明記

業務(設計検討、計算等)に文献その他の資料を引用した場合は、その文献名、資料名及び掲載頁を明記しなければならない。

第4章 設計細則

4. 1 系統図及び流量表の作成

踏査、在来施設調査その他必要な調査完了後、本局の設計基準に基づき、系統図、流量表を作成し、局監督員の承諾を受けなければならない。

4. 2 設計図の作成

主要な設計図は、次のとおり作成するものとし、図面完成時には、局監督員の承諾を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図は、地形図に施工箇所を記入し、主要な建物等の名称を記入する。なお、平面図と位置図の向きは、同じ方向に記入する。

(2) 系統図

系統図は、設計対象全流域について作成し、市町村の名称及び境界線、主要な官公署、企業等の名称、水準基標、水路、公園、池、既設管の径、実施管の位置、形状、管径、勾配、路線番号、マンホール間距離及び凡例、標題等を記入する。

(3) 平面図

平面図(1/300)は、本局が提供したデータに本測量調査のデータを転写したものを使用し、施工箇所の管渠の平面位置、形状、管径、勾配、路線番号、管記番号、マンホール間距離、マンホール種別、ます、取付管等付属施設、補助工法区間等を記入し、隣接構造物、家屋その他の構造物と明確に区分できるようにする。また、地下埋設物の位置も正確に記入し、現地にて確認したもの以外はすべて()書きにて位置、土被りを記入する。

(4) 縦断面図

縦断面図(縦 1/100、横 1/600 または 1/300)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。なお、本局の縦断は左下がりとする。

ア 管渠の位置、形状、管径、勾配、平面図との対象記号、マンホール間距離、追加距離、管底高、床掘高及び土被り、地盤の位置及び地盤高、マンホール(雨水吐室及び伏越室を含む)の位置及び種類、下水の放流先の名称、高水位、低水位、平水位

イ 現在及び計画の河床等の位置及び高さ、河川、地下道等管渠を横断する主要な施設の位置及び名称、土質データ、地下埋設物の位置と管径及び土被り、低宅地、凡例、標題等

第5章 照査

5. 1 照査の目的

受託者は、業務を施行する上で、技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保するとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りが無いよう努めなければならない。

5. 2 照査の体制

受託者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置し、発注者にそれら照査技術者を届出なければならない(届出様式は任意)。なお、本業務の現場代理人及び主任技術者は、照査技術者となることができない。

5. 3 照査事項

受託者は、設計全般にわたり地下水の浸入防止、地震時の対策、最適な管渠の維持管理を基本として、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の検討内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

本業務の提出報告書は、別添特記仕様書のとおりとする。なお、各図書の原図は、紙ベース及び電子ベースによるものとする。

第7章 準拠すべき図書

準拠すべき図書

業務は、次に掲げる図書に準拠して行うものとする。これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ局監督員の承諾を受けなければならない。

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- (2) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (3) 下水道管路施設設計の手引き(日本下水道協会)
- (4) 下水道推進工法の指針と解説(日本下水道協会)
- (5) 下水道設計積算要領(管路施設 開削工法編)(日本下水道協会)
- (6) 下水道設計積算要領(管路施設 推進工法編)(日本下水道協会)
- (7) 下水道設計積算要領(管路施設 シールド工法編)(日本下水道協会)
- (8) 下水道施設耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (9) 下水道施設耐震計算例(管路施設編)(日本下水道協会)
- (10) 下水道マンホール安全対策の手引き(案)(日本下水道協会)
- (11) 日本下水道協会規格(JSWAS)による各種下水道用管規格図書
- (12) 水理公式集(土木学会)
- (13) コンクリート標準仕方書(土木学会)
- (14) 土木工学ハンドブック(土木学会)
- (15) トンネル標準仕方書(シールド工法編)・同解説(土木学会)
- (16) トンネル標準仕方書(山岳工法編)・同解説(土木学会)
- (17) トンネル標準仕方書(開削工法編)・同解説(土木学会)
- (18) 土質工学ハンドブック(土質工学会)
- (19) 道路技術基準通達集(国土交通省)
- (20) 道路構造令の解説と運用(日本道路協会)
- (21) 道路土工－仮設構造物工指針(日本道路協会)
- (22) 道路土工－擁壁工指針(日本道路協会)
- (23) 道路土工－カルバート工指針(日本道路協会)
- (24) 共同溝設計指針(日本道路協会)
- (25) 道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- (26) 水門鉄管技術基準(水門鉄管協会)
- (27) 港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)
- (28) 改定解説・河川管理施設等構造令(日本河川協会)
- (29) 改定新版建設省河川砂防技術基準(案)(日本河川協会)
- (30) 土木構造物設計ガイドライン(全日本建設技術協会)
- (31) 道路占用工事共通指示書(建設省関東地方建設局道路部)
- (32) 神奈川県道路占用工事共通仕様書(神奈川県道路占用工事調整連絡協

議会)

- (33) 道路占用の手引き (横須賀市建設部)
- (34) 下水道工事設計標準図 (横須賀市上下水道局)
- (35) 下水道設計指針 (横須賀市上下水道局)
- (36) 日本工業規格(JIS)
- (37) 日本電気工業会標準規格(JEM)
- (38) 日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (39) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (日本下水道協会)

上町1丁目地内ほか管渠工事基本設計業務委託 特記仕様書

1 資格要件

本件の主任技術者は、人口20万人以上かつ全体計画5,000ha以上のポンプ場及び終末処理場を含む公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く）を有する地方公共団体において、対象面積5,000ha以上の流出解析モデルによる浸水シミュレーションを用いた計画策定または延長1km以上、口径2,000mm以上のシールド工法もしくは推進工法を用いた実施設計業務の実務経験を有すること。

2 目的

本市上町排水区は、過去の豪雨により県道26号（横須賀三崎線）沿いに浸水被害が発生しており、早急な対策が必要である。令和3年度策定の「横須賀市雨水管理総合計画」では、重点対策地区として短期的に実施する地区として位置付けている。

「横須賀市雨水管理総合計画（段階的整備計画）策定業務委託」（令和4年度実施）では、短期的な浸水対策として、上町排水区上流の分流区域の雨水を三春排水区へ排水するバイパス管を布設し、浸水被害解消を図る計画としている。しかし、上町排水区の下流域では、既設管の流下能力不足により低水深での浸水域が残る見込みである。同区域は浸水常襲区域であることから、上流域のバイパス管による対策に加え、さらなる浸水対策が必要である。

以上の背景を踏まえ、本業務では、上町排水区上流域のバイパス管による対策に加え、浸水シミュレーションを用いた下流域浸水実績地区の浸水解消も含めた対策立案と効果確認を行う。上町排水区における対策計画を見直し、実施設計（詳細設計）に向けた事業の総合的効果等の検討を行う。

3 業務対象

本業務の対象は以下の通りとする。

(1) 基本設計

排水区名	面積 (ha)
上町排水区	49.71

(2) 浸水シミュレーション

排水区名	面積 (ha)
上町排水区	49.71
三春排水区	64.35
富士見排水区	53.54
佐野第1排水区	102.93
佐野第2排水区	25.08
合計	295.61

4 業務条件

本業務の条件は以下のとおりとする。

- (1) 雨水計画関連の基礎資料、段階的整備計画の方針及び計画降雨強度等の諸元については、「雨水管理方針」に基づくこと。
- (2) 基本設計における対象施設は、浸水実績地区の浸水解消が可能となる施設の限りとする。したがって、全ての既設管路を対象とはしない。
- (3) 上町排水区下流域の対策は、基本設計における設計計画において浸水対策を複数立案し、浸水シミュレーションにより効果確認を行い、経済性・浸水削減効果、施工性等の観点から比較検討により最適案を選定すること。
- (4) 浸水シミュレーションの条件は以下のとおりとする。

(ア) 対象面積：295.61ha

(イ) モニタリング：なし

(ウ) 流出解析モデル：「InfoWorks ICM」とする

解析対象区域	面積 295.61ha
解析対象項目	流出量のみ
内水氾濫解析のモデル化手法	流出解析モデルを応用した解析手法 (モデル化済み)
キャリブレーション	なし (実施済み)
シミュレーション	対策後 3 ケース (計画降雨、照査降雨 L1'、照査降雨 L2)
費用効果分析	降雨 5 ケース (現況・対策後)

(エ) 「横須賀市雨水管理総合計画（段階的整備計画）策定業務委託」で作成したデータは提供可能。

- (5) 以下の関連計画と整合を図ること。
 - ・横須賀市公共下水道全体計画（污水及び雨水）
 - ・横須賀市下町浄化センター再構築基本計画
 - ・横須賀市ポンプ場再構築基本計画

5 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 基本計画

上町排水区は合流式であるが、本業務の対策施設は雨水排水の既設管流下能力不足を補完するものであるため、「分流式（雨水のみ）」を適用する。

作業項目		備考
1.調査	1-1.資料収集	
	1-2.現地踏査	
	1-3.地下埋設物調査	
	1-4.公私道調査	
2.設計計画		
3.流量断面計算		
4.概略工法検討		施工法等の比較検討を行う
5.図面作成		

6.照査		
7.報告書作成		
8.設計協議		初回・中間3回・最終の計5回

※設計協議回数は、必要に応じて設計変更する。

(2) 浸水シミュレーション

浸水シミュレーションに関する作業は「流出解析利活用マニュアル（雨水対策における流出解析モデルの運用手引き）」（公益財団法人 日本下水道新技術機構）に準拠して実施する。

作業項目		備考
1.現有施設の能力評価	1-1.現有施設の能力評価	
	1-2.問題点の抽出	
	1-3.まとめと照査	
2.対策施設の効果確認	2-1.対策施設の数値データ化及び入力	
	2-2.対策施設の評価	
	2-3.まとめと照査	
3.費用効果分析	3-1.条件整理	
	3-2.浸水被害軽減期待額の算出	
	3-3.B/C 算定	
	3-4.まとめと照査	
4.提出図書の作成		

6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | | |
|------------------------------------|--------|-----|
| (1) 業務報告書 | A4 版製本 | 2 部 |
| (2) 概要書（設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、工法検討等） | | 2 部 |
| (3) 区画割施設平面図 | A3 版 | 2 部 |
| (4) 縦断図 | A3 版 | 2 部 |
| (5) 流量計算書 | | 2 部 |
| (6) 打合せ議事録 | | 一式 |
| (7) その他の資料 | | 2 部 |
| (8) 電子成果 | | 一式 |

7 その他事項

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

8 参考図書等

本業務は、標準仕様書及び以下に掲げる最新版図書等を参考に行うものとする。

- (1) 雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（国土交通省）
- (2) 小規模下水道計画・設計指針（案）（日本下水道協会）
- (3) 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- (4) 下水道計画の手引（全国建設研修センター）
- (5) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (6) 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（国土技術研究センター）
- (7) 都市域における氾濫解析モデル活用ガイドライン（国土技術政策総合研究所・水害研究室）
- (8) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (9) 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
- (10) 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）
- (11) 下水道総合浸水対策計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (12) 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (13) 水位周知下水道制度に係る技術資料（案）（国土交通省） 等

※業務期間中に、本業務に関連する新たなガイドラインや制度等が示された場合は
監督員と協議し適切に反映させること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

積算諸条件調書に係る追加事項

1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価のうち単価金額が記載されていない資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価 刊行物等掲載単価 コード一覧表」を参照してください。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

2 単価表コードについて

本設計積算書内の単価表コードは、神奈川県土木工事標準積算基準書の施工単価入力基準表のコードに適用しています。

なお、下水道用設計標準歩掛表を適用する場合の単価表コードは（DKG……、DKK……）となります。

~~3 市場単価及び標準単価の端数処理について~~

~~市場単価及び標準単価方式による単価表の加算・補正後の金額は円止めとする。~~

~~なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。~~

~~4 主砂検定費等について~~

~~主砂検定費（1～28 項目一括実施）、主砂検定費（ヒ素＋銅）及び六価クロムの単価には、諸経費、技術料及び報告書作成の一切の費用を含むため、その他の間接費の対象とならない。~~

~~5 共通仮設費の対象外となる桁等購入費について~~

~~桁等購入費~~ ~~あり~~ ~~なし~~

~~6 共通仮設費（積上分）の借地料は、発生主及び改良主の仮置きを行うことを想定して計上している。~~

~~7 施工パッケージ型積算のタイヤ損耗費及び補修費への対応について~~

~~ダンプトラックの東京単価は、タイヤ損耗費及び補修費を含んだ金額が設定されているため、積算単価も建設機械等損料表の損料金額にタイヤ損耗費及び補修費を加算した金額を計上している。~~

~~8 【改築】 取付管布設および支管取付工については、補正值のほか割増率も乗じて計上している。~~

9 基準書等の適用について

本工事は以下の基準書等を使用し、積算している。

1) 土木工事標準積算基準書（土木工事編） ~~令和4年7月1日版~~

（委託：R5.4.1）

- ~~2) 積算参考資料(土木工事編) 令和4年7月1日版~~
- ~~3) 設計業務等標準積算基準書 令和4年7月1日版~~
- ~~4) 積算参考資料(計画・調査編) 令和4年7月1日版~~
- ~~5) 下水道用設計標準歩掛表~~
 - ~~第1巻 管路 令和4年度~~
 - ~~第2巻 ポンプ場・処理場 令和4年度~~
 - ~~第3巻 設計委託 令和4年度~~
- ~~6) 建設機械等損料表 令和4年度版~~
- ~~7) 下水道施設維持管理積算要領(管路施設編) 2020年度版~~
- ~~8) 下水道管路管理積算資料—2019—~~

~~10) その他~~

~~—本工事は、「土木工事標準積算基準書(土木工事編)第11章 施工箇所が点在する工事」にて積算している。~~

~~・〇〇町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・親設計書(工事1)~~

~~・〇〇町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・子設計書(工事2)~~

令和 05 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

設 計 書 番 号	年度 05	
事 業 所 名	横須賀市上下水道局	
(工 事 ・ 業 務) 名	上町1丁目地内ほか管渠工事基本設計業務委託	
(工 事 ・ 業 務) 箇 所	横須賀市上町1丁目地内ほか	
(河 川 ・ 路 線 ・ 区 域) 名		
単 価 採 用 地 区 名	横須賀	
事 業 区 分	単費	
工 期	令和 06 年 03 月 15 日 まで	
設 計 金 額	(円)	
設 計 概 要	(単 独) 管路施設実施設計 (基本) 分流式 (雨水のみ) A= 49.71ha シミュレーション (現有施設の能力評価) A=295.61ha シミュレーション (対策施設の効果確認) A=295.61ha	
(起 工 ・ 変 更) 理 由		

令和 05 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

< 支出科目 >

款	04 資本の支出
項	01 建設改良費
目	20 管渠建設事業費
節	02 管渠建設費
細節	16 委託料

< 合併区分情報 >

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

< 全体金額情報 >

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)		(d)=(b1)/(a)×(c)		
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

令和 05 年度 積算諸条件調書 (当初)

経費等情報	レ 設計業務	委託先 / α 、 β	建設コンサルタント / $\alpha=35\%$ 、 $\beta=35\%$		
		電子成果品作成費	計上する (詳細設計)		
		旅費交通費	計上する (設計)		
		安全費率	0.0%		
	測量業務	安全費率			
		電子成果品作成費			
		旅費交通費			
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費			
		施工管理費			
		旅費交通費			
安全費率					
地質・土質調査業務 (解析)	委託先 / α 、 β				
業務委託	諸経費率				
	技術経費率				
	設計業務等標準積算基準書 適用年版	令和04年7月1日適用			
	資材等単価表 適用年版	令和5年6月1日基準			
積算数量等情報	名称		採用数量	単位	備考
(その他情報欄)					

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計業務							
下水道業務費			1	式			
下水道施設設計業務			1	式			
管渠実施設計			1	式			第 1001 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)			1	式			
電子成果品作成費(率計上分)			1	式			
直接原価計			1	式			
その他原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
設計業務費計			1	式			
設計業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
業務委託料			1	式			

第1001号 内訳書
管渠実施設計

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 管渠実施設計（基本設計）					第1001号下内
	1	式			
合 計					

第1001号 下位内訳書
 AMA0010 管渠実施設計（基本設計）

1 式 当り
 適用年版 T0506

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DKI01010) 管路施設実施設計(基本) J01=雨水のみ, J02=計上する, J03=計上する, J04=計上する, J05=計上する, J06=計上する, J07=計上する, J08=計上する, J09=計上しない, J11=回, J12=計上する, J13=計上する, J14=49.71 ha	1	業務			第1001号単価表
(DKI01020) 管路施設実施設計(基本)報告書作成	1	業務			第1002号単価表
(SJ0010) シミュレーション 現有施設の能力評価 対象面積295.61ha	1	業務			第1003号単価表
(SJ0020) シミュレーション 対策施設の効果確認 対象面積295.61ha	1	業務			第1004号単価表
(SJ0030) 費用効果分析 対象面積295.61ha	1	業務			第1005号単価表
(SJ0040) 提出図書の作成 シミュレーション及び費用効果分析 対象面積295.61ha	1	業務			第1006号単価表
(DKI01030) 管路施設実施設計(基本)設計協議 J01=3 回, J02=平易でない	1	業務			第1007号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第1001号 単価表
DKI01010 管路施設実施設計(基本)

1 業務 当り
適用年版 T0506

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長		人			
(R0402) 主任技師		人			
(R0403) 技師 (A)		人			
(R0404) 技師 (B)		人			
(R0405) 技師 (C)		人			
(R0406) 技術員		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 委託方法	3		雨水のみ		
J02 調査(資料収集)の計上	1		計上する		
J03 調査(現地踏査)の計上	1		計上する		
J04 調査(地下埋設物)の計上	1		計上する		
J05 調査(公私道調査)の計上	1		計上する		
J06 設計計画の計上	1		計上する		
J07 流量断面計算の計上	1		計上する		
J08 概略工法検討の計上	1		計上する		
J09 比較検討の計上	2		計上しない		
J11 比較検討の重複回数(個数補正率)			回		
J12 図面作成の計上	1		計上する		
J13 照査の計上	1		計上する		
J14 面積補正 (ha)	49.71		49.71 ha		

第1002号 単価表
DKI01020 管路施設実施設計(基本) 報告書作成

1 業務 当り
適用年版 T0506

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			
(R0403) 技師 (A)		人			
(R0404) 技師 (B)		人			
(R0405) 技師 (C)		人			
合 計					
	1	業務			円/業務

第1003号 単価表
 SJ0010 シミュレーション
 現有施設の能力評価 対象面積295.61ha

1 業務 当り
 適用年版 T0506
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.497	人			
(R0402) 主任技師	3.476	人			
(R0403) 技師 (A)	4.469	人			
(R0404) 技師 (B)	3.476	人			
(R0405) 技師 (C)	2.979	人			
(R0406) 技術員	0.497	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1004号 単価表
 SJ0020 シミュレーション
 対策施設の効果確認 対象面積295.61ha

1 業務 当り
 適用年版 T0506
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.497	人			
(R0402) 主任技師	1.986	人			
(R0403) 技師 (A)	2.979	人			
(R0404) 技師 (B)	4.469	人			
(R0405) 技師 (C)	2.483	人			
(R0406) 技術員	1.986	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1005号 単価表
 SJ0030 費用効果分析
 対象面積295.61ha

1 業務 当り
 適用年版 T0506
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.496	人			
(R0402) 主任技師	2.48	人			
(R0403) 技師 (A)	4.464	人			
(R0404) 技師 (B)	6.448	人			
(R0405) 技師 (C)	5.456	人			
(R0406) 技術員	2.976	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1006号 単価表
 SJ0040 提出図書作成
 シミュレーション及び費用効果分析 対象面積295.61ha

1 業務 当り
 適用年版 T0506
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.496	人			
(R0402) 主任技師	1.488	人			
(R0403) 技師 (A)	3.472	人			
(R0404) 技師 (B)	4.464	人			
(R0405) 技師 (C)	2.976	人			
(R0406) 技術員	1.488	人			
合 計					
	1	業務			整数止め切捨て 円/業務

第1007号 単価表
DKI01030 管路施設実施設計(基本)設計協議

1 業務 当り
適用年版 T0506

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			
(R0403) 技師 (A)		人			
(R0404) 技師 (B)		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 中間打合せ回数	3		3 回		
J02 業務内容	2		平易でない		